

広島県告示第八百十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によつて、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所安芸太田支所において、令和八年八月四日までの間、縦覧に供する。

令和八年七月二十一日

広島県知事 横 田 美 香

路 線 名	供 用 を 開 始 す る 区 間	供用を開始する日
県道七曲千代田線	山県郡北広島町阿坂字火野原三五二番一―地先から 山県郡北広島町阿坂字火野原四六七〇番四地先まで	令和八年七月二一日